

石綿処理に係る工事仕様書

令和6年4月

新宿区総務部施設課

※ 凡例 ○は適用を示す。

目 次

第1章 事前調査

- 1.1 適用範囲
- 1.2 事前調査
 - (1) 事前調査の対象
 - (2) 事前調査の実施
 - (3) 石綿等に関する知識を有する者等
 - (4) 分析調査について
 - (5) 事前調査結果の区への書面による説明及び保存
 - (6) 事前調査に関する記録作成、保存及び備え付け
 - (7) 事前調査の結果等の報告

第2章 石綿対処

- 2.1 適用範囲
- 2.2 施工一般
- 2.3 施工計画書
- 2.4 石綿作業主任者
- 2.5 関係官公署への届出等
 - (1) 区の届出資料への協力
 - (2) 受注者の届出義務

第3章 共通事項

- 3.1 専門工事業者
- 3.2 事前調査結果及び作業内容等の掲示
- 3.3 呼吸用保護具及び保護衣等
- 3.4 記録及び保存

第4章 作業上の遵守事項

- 4.1 石綿含有吹付け材の除去
 - (1) 作業場の隔離等
 - (2) 工法等
 - (3) 確認及び後片付け
- 4.2 石綿含有保温材等の除去
 - (1) 除去方法等
 - (2) 作業場の区画
 - (3) 確認及び後片付け
- 4.3 石綿含有成形板等の除去
 - (1) 作業場の区画
 - (2) 工法等

- (3) 確認及び後片付け
- 4.4 石綿含有仕上塗材の除去
 - (1) 除去工法等
 - (2) 作業場の区画
 - (3) 確認及び後片付け
- 4.5 石綿含有仕上塗材のせん孔等作業
- 4.6 封じ込め、囲い込みの作業
- 4.7 排水の処理
- 4.8 除去等作業の結果に関する区への報告

第1章 事前調査

1.1 適用範囲

本仕様書では「東京都建築工事標準仕様書」（以下、「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定める。

本仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書、特記仕様書及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）」（以下「石綿マニュアル」という。）による。

1.2 事前調査

(1) 事前調査の対象

新築、改築、増築等の場合でも既存建築物に影響を与える場合は同様の調査を行う。これには外構工事における工作物等も含む。

(2) 事前調査の実施

事前調査の対象は、「石綿マニュアル（4.3 事前調査）」を参照すること。なお、当該工事が事前調査の対象として該当しない場合は、石第1号様式「事前調査の対象に該当しない旨の報告書」を監督員に提出する。

(3) 石綿等に関する知識を有する者等

事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。

- ①建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号 令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）
- ②（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたもの

(4) 分析調査について

事前調査において石綿の含有が不明な建材について、分析調査を実施する場合は、「新宿区石綿分析実施基準」による。

(5) 事前調査結果の区への書面による説明及び保存

受注者は、石第2号様式「石綿使用の有無に関する事前調査結果報告書」を作成し、監督員へ説明の上、提出すること。監督員へ提出した書面の写しは、当該工事が終了した日から3年間保存するものとする。

説明事項は、「大防法」に基づき、「石綿マニュアル（2.2.5(5) 解体工事に係る説明、4.3.6 事前調査結果の発注者への説明）」を参照すること。

(6) 事前調査に関する記録作成、保存及び備え付け

事前調査に関する記録作成を行う際は、「石綿則」及び「大防法」に基づき、以下の「表 1.2.1」の事項を記録し、これらの記録を現場に備え付けた上、解体工事が終了した日（下請人にとっては、事前調査が終了した日）から3年間保存すること。

詳細は、「石綿マニュアル（4.3.5 事前調査の記録の作成、備え付け及び保存）」を参照すること。

事前調査の結果の記録事項（表 1. 2. 1）

	大防法施行規則 第 16 条の 8	石綿則 第 3 条第 5 項
1	解体工事等の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	—
2	—	事業者の名称、住所及び電話番号
3	解体等工事の場所	解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
4	解体等工事の名称及び概要	
5	事前調査を終了した年月日	調査終了日
6	解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日（使用禁止が猶予されていたガスケット等の設置日を書面で確認した場合には、それらの材料の設置年月日も含む）	着工日等（使用禁止が猶予されていたガスケット等の設置日を設計図書等で確認する方法により事前調査を行った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）
7	解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った建築物又は工作物
8	解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分	事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
9	分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	
10	事前調査の方法	事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
11	分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	—
12	解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠（石綿含有ありとみなした場合にはその旨を含む）
13	—	解体等対象建築物等の構造上、目視により確認することが困難な材料の有無及び場所

(7) 事前調査の結果等の報告

受注者は当該工事を行う前に、石綿事前調査結果報告システムにより、新宿労働基準監督署長及び新宿区に報告すること。

詳細は、「石綿マニュアル（4.3.7 都道府県等、労働基準監督署への報告）」を参照すること。

第2章 石綿対処

2.1 適用範囲

この章以降は、吹付け石綿及び石綿を含む建設材料（以下「石綿含有建材」という。）を使用する建築物その他の施設の解体又は改修工事（以下「石綿含有建築物解体等工事」という。）を施工する場合に適用する。

石綿含有建材はすべての種類の石綿又はそれらをその重量の0.1%を超えて含有する物をいう。

石綿含有建材の種類は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材で、石綿マニュアルによる。

なお、既に封じ込まれている石綿含有吹付け材等も、石綿含有建材と同様の扱いとする。

2.2 施工一般

- (1) 石綿処理に関する調査、作業等については、「標準仕様書（29.1.3 施工一般）」による諸法令等の遵守に加え、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「石綿マニュアル」、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（令和2年9月8日公示第22号）（厚生労働省）」、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル（東京都環境局）」、「アスベスト成形板対策マニュアル（東京都環境局）」、「新宿区における建築物の工事に係る騒音等の紛争の予防に関する要綱（16新環環公第180号）（以下「区要綱」という。）」等を遵守し、第三者に危害を及ぼすことのないように施工する。諸法令等の適用及び運用は、受注者の負担と責任において行う。
- (2) 関係法令、特記仕様書等で資格等を必要とされている作業関係者、確認者等について、監督員がその資格証等の提示を求めたときは、速やかに応じる。

2.3 施工計画書

- (1) 受注者は、工事着手までに大防法施行規則第16条の4及び石綿則第4条に定められた事項（作業計画）を盛り込んだ施工計画書を作成する。
- (2) 受注者は、作成した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得た後に施工すること。

2.4 石綿作業主任者

- (1) 受注者は、事前調査により建材に石綿が含有していると判明した場合又は含有しているとみなして除去工事を施工することとなった場合、石綿作業主任者を専任すること。
- (2) 受注者は、施工計画書に記載の石綿除去に係る作業計画について石綿則第20条の実施に際し、支障のない内容であることを石綿作業主任者に確認させること。
- (3) 受注者は、石綿作業主任者の資格証明書を施工計画書に添付する。
詳細は、「石綿マニュアル（4.4 作業計画の作成）」を参照すること。

2.5 関係官公署への届出等

- (1) 区の届出資料への協力

受注者は、以下に該当する届出に必要な資料を作成し、監督員に届出の記載内容の説明を行うと

ともに、提出に協力する。届出対象工事、届出事項、届出の様式、届出期日及び添付資料等の詳細は「石綿マニュアル（4.5 作業実施等の届出）」を参照すること。

<参考>

【大防法、環境確保条例に関する届出先】

新宿区環境清掃部環境対策課公害対策係 連絡先（直通） 03-5273-3764

工事の内容	法令及び条例 届出書類 様式	大防法 第 18 条の 17 特定粉じん排出等 作業実施届出書 (様式第 3 の 5)	環境確保条例 第 124 条第 1 項 石綿飛散防止方法等 計画届出書 (第 3 5 号様式)
	石綿含有吹付け材の使用面積	1 5 m ² 以上	○
	1 5 m ² 未満	○	×
石綿含有吹付け材、石綿含有保温材 が使用されている建築物の延べ面積及 び工作物の築造面積	500 m ² 以上	○	○
	500 m ² 未満	○	×

※該当する届出は、作業開始の 14 日前までに届出

(2) 受注者の届出義務

受注者は、以下に該当する書類等の関係官庁への届出の提出について遅滞なく行う。届出を証明する控え等の写しを監督員に提出する。届出対象工事、届出事項、届出の様式、届出期日及び添付資料等の詳細は、「石綿マニュアル（4.5 作業実施等の届出）」を参照すること。

<参考>

【安衛法、石綿則等に関する届出先】

新宿労働基準監督署 安全衛生課 連絡先 03-3361-3974

石綿含有材料	計画の届出	
	安衛法 第 88 条第 3 項 建設工事計画届 (様式第 2 1 号)	
	石綿含有吹付け材	耐火・準耐火建築物
	その他の建築物	○
石綿含有保温材		○
石綿含有成形板、石綿含有仕上塗材		—

※該当する届出は、作業開始の 14 日前までに届出

第 3 章 共通事項

3.1 専門工事業者

「標準仕様書 (29.2.1 専門工事業者)」における専門工事業者の「工事に相応した技術を有することを証明する資料」については、次の要件を全て満たすことができる技術を証明する資料をいう。

- (1) 除去工事に際し、作業場に隣接する部分の空気 1 リットル中の繊維状粒子 (石綿を含む) をおよそ 1 本以下とすることにより、汚染を制御する技術を持っている。
 - (2) 除去処理工事終了後に、作業場における空気 1 リットル中の繊維状粒子 (石綿を含む) の本数をおよそ 1 本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保できる技術を持っている。
 - (3) 除去工事中の作業者は関連法令等に則り作業を行う等のほか、施工中に発生の恐れがある事故を想定して、その対策を講じることにより、安全を確保する技術を持っている。
- また、施工実績等も含める。

なお、「吹付け石綿粉じん飛散防止処理技術」については、「建設技術審査証明事業」の取得に際して使用した資料も含める。

3.2 事前調査結果及び作業内容等の揭示

事前調査結果及び作業内容等は、「石綿則」及び「大防法」に基づき揭示し、揭示の大きさは、A3 で縦又は横とする。なお、揭示状況の記録写真を監督員に提出する。

詳細は、「石綿マニュアル (4.6 事前調査の結果及び作業内容等の揭示)」を参照すること。

3.3 呼吸用保護具及び保護衣等

- (1) 呼吸用保護具及び保護衣等

呼吸用保護具及び保護衣 (監督員の保護具及び保護衣を含む) については、「石綿マニュアル (6 呼吸用保護具、保護衣)」を参照すること。

3.4 記録及び保存

受注者は、以下の「表 3.4.1」に掲げる事項を記録し、それぞれに定める期間において保存する。また、監督員の求めに応じて、記録事項を速やかに提示すること。

詳細は、「石綿マニュアル (4.15.2 作業の記録、確認及び記録の保存)」を参照すること。

作業の記録の対象者、記録事項及び保存期間 (表 3.4.1)

大防法による記録事項	石綿則による記録事項
<p>●法第 18 条の 14、施行規則第 16 条の 4 第三号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録の実施者：元請業者及び下請負人 ・保存期間：工事終了後まで保存 ・記録事項 <p>特定粉じん排出等作業の実施状況 (石綿含有吹付け材の切断等を伴う除去、封じ込め、囲い込み、石綿含有断熱材等の切断を伴う除去及び封じ込めを行う場合は確認年月日、確認の方法、確認の結果及び確認者の氏名を含</p>	<p>●石綿則第 35 条の 2 第 1 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録の実施者：全ての事業者 ・保存期間：工事終了後 3 年間 ・記録事項 <p>①作業計画に従って石綿使用建築物等解体等作業を行わせたことについて、写真その他実施状況を確認できる方法より記録する。(※1)</p> <p>②当該石綿使用建築物等解体等作業に従事し</p>

<p>む)</p>	<p>た労働者の氏名及び当該労働者ごとの当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した期間</p> <p>③周辺作業従事者（※2）の氏名及び当該周辺作業従事者ごとの周辺作業に従事した期間</p>
<p>●法第 18 条の 23 第 2 項、施行規則第 16 条の 16</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録の実施者：元請業者 ・保存期間：工事終了後 3 年間 ・記録事項 <p>①特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>②特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所</p> <p>③下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>④特定工事の場所</p> <p>⑤特定粉じん排出等作業の種類及び実施した期間</p> <p>⑥特定粉じん排出等作業の実施状況（次に掲げる事項を含む）</p> <p>A 元請負業者が、当該特定工事における特定建築材料の除去等の完了後に、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせた年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名</p> <p>B 石綿含有吹付け材等の切断等を伴う作業を行った場合は、負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認（作業の開始前及び中断時並びに始めて作業を行う日の開始後）及び隔離を解く前の特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認した年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その</p>	<p>●石綿則第 35 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録の実施者：全ての事業者 ・保存期間：従事者が当該作業に従事しなくなった時から 40 年間 ・記録事項（直接石綿の除去等の作業を行った者及び周辺作業従事者が対象） <p>①労働者の氏名</p> <p>②従事した作業の概要（周辺作業従事者は他の者が従事した石綿の除去等作業の概要）</p> <p>③作業の従事した期間</p> <p>④作業に係る事前調査（分析調査を行った場合においては事前調査及び分析調査）の結果の概要</p> <p>⑤上欄の記録の概要</p> <p>⑥保護具等の使用状況（周辺作業従事者のみ）</p> <p>⑦石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要</p>

内容を含む。) 及び確認した者の氏名	
--------------------	--

(※1) 写真等による作業の実施状況

- ・以下の内容が確認できるよう写真等により記録する。
 - ①事前調査等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
 - ②隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
 - ③集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏えい点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
 - ④作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）
（同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要がある。）
 - ⑤除去した石綿の運搬又は貯蔵を行う際の容器など、必要事項の表示状況、保管の状況
 - ⑥作業従事者及び周辺作業従事者の氏名及び作業従事期間
- ・記録は、写真のほか、動画による記録も可能とする。撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する。

(※2) 石綿の除去等作業を行っている場所において、他の作業に従事していた者

第4章 作業上の遵守事項

4.1 石綿含有吹付け材の除去

(1) 作業場の隔離等

- ア 石綿の飛散を防ぐことのできるフィルタは、JIS Z 8122 に規定する超高性能微粒子フィルター（HEPA フィルター（High Efficiency Particulate Air Filter）及びこれに準じたものをいう。（以下「石綿飛散防止フィルター」という。）
- イ 集じん・廃棄装置に変更を加えた時は、粉塵相対濃度計及び繊維状粒子自動測定器などを使用し、排気口からの石綿等の粉塵の漏洩の有無を点検する。
- ウ 作業を中断したとき（最終日を除く日の作業が終了した時を含む）は、集じん・排気装置を稼働させた状態で、前室への出入り口で、スモークテスター及びマンオメーター等の方法により負圧の点検を行う。

(2) 工法等

石綿含有吹付け材の除去等は、次の方法により行う。

- ア 石綿含有吹付け材の除去は、解体又は改修工事に先立って行う。
- イ 石綿含有吹付け材を切断等により除去を行う場合の飛散防止対策は、「石綿マニュアル（4.7 石綿吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策）」を参照すること。
- ウ 負圧隔離養生や隔離養生（負圧不要）の解除や撤去は、石綿等に関する知識を有する者（石綿障害予防規則第3条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者または、当該除去作業に係る石綿作業主任者）が、除去が完了したことを確認したのちに実施する。詳細は、「石綿マニュアル（4.15.3 石綿の取り残しがないこと等の確認方法）」を参照すること。

(3) 確認及び後片付け

除去が完了したことの確認は、関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等が行う。

- ア 隔離シートの撤去は、石綿等に関する知識を有する者等が除去が完了したことを確認したのちに実施する。
- イ 除去作業に使用した工具及び資材等は、付着した石綿を高性能真空掃除機等で取り除いた後、当該施工区画の外へ搬出する。

4.2 石綿含有保温材等の除去

(1) 除去方法等

石綿含有配管エルボ保温材除去作業は、次の方法により行う。

- ア 石綿含有配管エルボ保温材除去作業は、解体又は改修工事に先立って行う。
- イ 石綿含有配管エルボ保温材等の切断を伴う除去をするときの特殊な飛散防止対策は、「石綿マニュアル（4.10 石綿含有保温材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策）」を参照すること。
- ウ 除去工法等は、石綿含有保温材で覆われていない直線部分を切断して配管ごと石綿含有保温材を取り外す。石綿含有保温材がすでに破損している等の飛散の可能性が生じる場合は、「4.1 石綿含有吹付け材の除去」に準ずる。
- エ 石綿含有保温材等の切断等を行わないで除去する場合の飛散防止対策は、「石綿マニュアル（4.8 石綿含有保温材等の切断等を行わない除去作業に係る石綿飛散防止対策）」を参照すること。
- オ 配管の曲線部のみが石綿含有保温材等で覆われている場合に、石綿含有保温材等で覆われていない直線部分を切断して配管ごと石綿含有保温材等を取り外す作業（以下「石綿含有配管エルボ保温材除去作業」という。）は、「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行等について（通知）」（平成18年1月11日環水大大発第060111001号）及び「石綿障害予防規則第5条に基づく作業の届出について」（平成17年4月27日基安化発第0427001号）による。

(2) 作業場の区画

石綿配管エルボ保温材の除去の場合の養生シートはプラスチックシート等（壁等の場合0.08mm以上を1枚、床の場合0.15mm以上を2枚重ね）とする。建物内部で除去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともにガラスの破損個所や換気扇枠等で粉じんが外部に飛散する恐れがある個所をプラスチックシート等で塞ぐ。

(3) 確認及び後片付け

除去が完了したことの確認は、関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等が行う。

4.3 石綿含有成形板等の除去

(1) 作業場の区画

建物外部の石綿含有成形板等を除去する場合は次による。

- ア 対象箇所の周囲を当該部分より高い位置まで防じんシート等で囲う。
 - イ 除去作業者には、呼吸用保護具、防護メガネ及び作業衣等を着用させる。ただし高所作業等で防護メガネの着用が視界を妨げる等、安全確保に支障がある場合はこの限りではない。
- 除去作業を建物内部で行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損個所や換気扇枠

等で粉じんが外部に飛散する恐れがある個所をプラスチックシート等で塞ぐ。

(2) 工法等

石綿含有成形板等の除去は、内装及び外部建具等の撤去に先立って次の方法により行う。

- ア 石綿含有成形板等の除去作業に係る飛散防止対策は、「石綿マニュアル（4.11 石綿含有成形板等の除去作業に係る石綿飛散防止対策）」を参照すること。
- イ 石綿含有成形板等を除去する際は、石綿含有成形板等を切断等を行わず、原形のまま取り外す。ボルト、ネジや釘等を電動ドライバー等必要最低限の工具ではずして、石綿含有成形板等を原形を保ったまま丁寧に手作業で撤去する。
- ウ 材料が下地材などと接着剤で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など、原形のまま取り外すことが技術上困難で、やむを得ず電動工具やバール等で石綿含有成形板等を切断等して除去する場合は、作業前に散水等し、材料を一度湿潤な状態にするだけでなく、切断面等を常に湿潤な状態を保ちながら作業する。粉じんの発生量が多い場合は、プラスチックシート等により作業場を隔離するなどの養生を実施する。
- エ ケイ酸カルシウム板第1種は他の成形板に比べ破砕時の石綿繊維の飛散性が高いので、やむを得ず切断・破砕等するときは、作業前・作業中の湿潤化に加え、集じん性能を有する電動工具を使用し、プラスチックシート等により作業場所を隔離する。なお、ケイ酸カルシウム板第2種は、石綿含有保温材等に区分されるため、ケイ酸カルシウム板第2種の除去は「4.2 石綿含有保温材等の除去」による。

(3) 確認及び後片付け

除去が完了したことの確認は、関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等が行う。

4.4 石綿含有仕上塗材の除去

(1) 除去方法等

石綿含有仕上塗材の除去は、解体又は改修工事に先立って行う。ただし、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの除去工事を施工する場合は、吹付け石綿に該当するので、「4.1 石綿含有吹付け材の除去」による。

- ア 石綿含有仕上塗材の除去を行う場合の飛散防止対策について湿潤化（剥離剤を使用する方法を含む。）を行う。この場合の湿潤化は、作業前に散水等により一度湿潤な状態にすることだけでなく、切断面等への散水等の措置を講じるなど、作業中においても湿潤な状態を保つ。湿潤化を行うことが著しく困難な場合は石綿拡散防止フィルターによる集じん性能を有する電動工具を使用する、又は隔離養生（負圧不要）を行うことにより、飛散防止を実施する。

詳細は、「石綿マニュアル（4.12 石綿含有仕上塗材の除去作業に係る石綿飛散防止対策）」及び「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針（平成28年4月28日）（国立研究開発法人建築研究所 日本建築仕上材工業会）」を参照すること。

- イ 除去工法は、次による。

- ・ 高圧水洗工法（15MPa以下、30～50Mpa程度）
- ・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50Mpa程度）

- ・ 集じん装置付き超高压水洗工法（100MPa 以上）
- ・ 超音波ケレン工法（H E P Aフィルター付き掃除機併用含む）
- ・ 剥離剤併用超高压水洗工法（100MPa 以上）
- ・ 剥離剤併用超音波ケレン工法
- ・ ディスクグラインダーケレン工法
- ・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
- ・ その他（上記と同等以上の効果を有する工法）

ウ 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、湿潤剤等により常時湿潤化した状態で作業を行う。

エ 除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重に梱包する。

(2) 作業場の区画

ア 作業場の区画は、「標準仕様書 29.3.1 作業場の隔離等 イ、ウ、オ及びキ」による。

除去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損個所や換気扇枠等で粉じんが内部及び外部に飛散する恐れがある個所をプラスチックシート等で塞ぐ。

イ ディスクグラインダーやディスクサンダーなどの電動工具（高压水洗工法及び超音波ケレン工法等は除く）を用いて、石綿含有仕上塗材を除去するときは、除去作業を行う場所を、プラスチックシート等（壁等の場合はシートの厚さ 0.08mm 以上を一枚、床の場合はシートの厚さ 0.15mm 以上を二枚重ね）で覆うなどして、周辺と隔離する。

(3) 確認及び後片付け

確認及び後片付けは次による。

ア 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。

イ 養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。

4.5 石綿含有仕上塗材のせん孔等作業

石綿含有仕上塗材等を使用した外壁面へのせん孔等（屋内の壁面等へのせん孔も含む。）は、次により行う。

ア 石綿含有仕上塗材等を使用した外壁面へのせん孔は、足場の壁つなぎ及び配管支持等用のアンカーの施工に先立って行う。

イ せん孔作業は、石綿飛散防止フィルターによる集じん装置付きハンマードリルを使用し、石綿飛散防止剤（湿潤剤）により湿潤化した後に行い、石綿が残留しないように注意する。

ウ せん孔作業において、湿潤な状態にすることが難しい場合は、石綿拡散防止フィルターによる集じん装置付きドリルを使用する。

エ 吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトを含有している外壁面へのせん孔作業を行う場所は、プラスチックシート等で覆うなどして、周辺と局所的に隔離し、せん孔作業には、呼吸用保護具、防護メガネ等を着用させる。

オ 吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトを含有している外壁面へのせん孔作業に使用し

た工具及び資材等は、付着した石綿を石綿飛散防止フィルター付真空掃除機等で取り除いた後、当該施工区画の外へ搬出する。

4.6 封じ込め、囲い込みの作業

石綿含有建材の封じ込め又は囲い込み作業は、次の方法により行う。

詳細は、「石綿マニュアル（4.9 封じ込め又は囲い込み作業に係る石綿飛散防止対策）」を参照すること。

- ア 封じ込め又は囲い込み作業に当たっては、「封じ込め又は囲い込みの基準を定める告示」（平成18年9月29日国土交通省告示第1173号）を遵守する。
- イ 封じ込めに用いる石綿飛散防止剤は、「平成12年告示第1446号の一部改正する告示」（平成18年9月29日国土交通省告示第1168号）を満たした認定品を使用する。
- ウ 封じ込め又は囲い込み作業に当たっては、作業実施前に既存の石綿含有材料の劣化損傷、建材下地との接着の状況等を確認し、必要に応じ石綿が飛散しないよう補修する。
- エ 封じ込め作業に当たっては、作業実施前に石綿飛散防止剤の接着性、浸透性等の性能を確認し、適切なものを使用する。囲い込み作業において石綿の飛散を防ぐために石綿飛散防止剤を使用するときも同様とする。
- オ 作業に際しては、作業場所の隔離、石綿飛散防止フィルターの付いた集じん・排気装置による排気等、「2.3 石綿含有材料の除去作業」に準じた作業を行う。

4.7 排水の処理

(1) 石綿含有成形板等の除去時

散水を行い、排水中に石綿が混入することが予想される場合及び真にやむを得ない事情により石綿含有成形板を高压水で削り取る場合等（建築物と一体になった石綿セメント円筒の除去等）において、排水から石綿が再飛散することを防止するために、以下の適切な排水処理を講じる。

- ア 排水が外部に流れ出ないように、散水箇所下部に堰を設けて排水溜めを設置し、さらに排水が染み出さないようにシート等で排水溜めを覆う等の対策を講じた後、石綿含有成形板等の除去作業を行う。
- イ 排水を給水材で固形化（ゲル化）して回収する方法についても適切な部位にて、採用する。
- ウ 排水を集積し、凝集沈殿やろ過により水処理したのちに、pH調整、水質検査を行い、下水道等に放流する。下水道等へ放流する際には、関係法令に留意し、事前に下水道や河川の担当部署に相談すること。水処理によって生じた残渣物（沈殿物、フィルター、固形化したもの）には石綿が含まれることから、石綿含有産業廃棄物として適切に処分する。

(2) 仕上塗材等の湿潤化

湿潤化のために散水した水を集め、凝集沈殿やろ過により水処理したのちに、pH調整、水質検査を行い、下水道等に放流する。下水道等へ放流する際には、関係法令に留意し、事前に下水道や河川の担当部署に相談すること。対応策について、監督員に報告する。

水処理によって生じた残渣物（沈殿物、フィルター、固形化したもの）には石綿が含まれることから、石綿含有産業廃棄物として適切に処分する。

4.8 除去等作業の結果に関する区への報告

受注者は、除去等作業が終了したときは、石綿除去作業が適切に行われたことの確認を行い、その作業結果について、石第3号様式「特定粉じん排出等作業完了報告書」を作成して、遅滞なく監督員に書面にて報告の上、提出する。また報告した書面の写しを作業結果の記録とあわせて特定工事終了後、3年間保存すること。

詳細は、「石綿マニュアル（4.15 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認及び作業の記録、4.15.5 発注者への報告）」を参照すること。

附則（平成17年9月6日 17新都営計第419号）

この仕様書は、平成18年4月14日から施行する。

附則（平成18年9月1日 18新都営計第567号）

この仕様書は、平成18年9月1日から施行する。

附則（平成18年11月1日 18新都営計第774号）

この仕様書は、平成18年11月1日から施行する。

附則（平成28年4月14日 28新総施営第63号）

この仕様書は、平成28年4月15日から施行する。

附則（平成31年3月29日 30新総施営第8095号）

この仕様書は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和2年4月1日 2新総施営第540号）

この仕様書は、令和2年12月1日から施行する。

附則（令和3年11月1日 3新総施営第486号）

この仕様書は、令和3年11月1日から施行する。

附則（令和5年4月3日 5新総施営第198号）

この仕様書は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和5年9月27日 5新総施営第383号）

この仕様書は、令和5年10月1日から施行する。

附則（令和6年3月11日 5新総施営第715号）

この仕様書は、令和6年4月1日から施行する。